

Instagram を用いた奈良公園マナー啓発・魅力発信業務委託
公募型(プロポーザル方式)企画提案 募集要項

1. 摘要

Instagram の運用委託を行い奈良公園のマナーの啓発・魅力発信を行う。奈良公園の諸課題につき、奈良公園の魅力を損なわず、効果的な啓発を図る。

2. 業務概要

(1) 業務名

Instagram を用いた奈良公園マナー啓発・魅力発信業務委託

(2) 委託上限額

16,960,670 円 (消費税及び地方消費税を含む)

(3) 委託期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 10日まで

(4) 委託業務内容

(詳細は別紙1「業務委託仕様書」記載のとおり)

(5) 企画提案の性格

公募型(プロポーザル方式)により実施。なお本企画提案は、定められた委託上限額の範囲内において、提案者独自の企画等の内容を評価することにより、より業務処理能力の高い受託者を選定するもの。

(6) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した一切の経費は提案者の負担とする。

3. スケジュール

期間	内容	提出・通知方法
5/22~6/15	公告期間	HP に掲示
5/22~6/8	参加申込書の提出・質問期間	メール
~6/15	企画提案書等の提出	郵送(正本副)
~6/15	辞退期限	様式集 辞退届
7/1 (予定)	プロポーザル審査会(予定)	日程(確定)はメールにて通知

4. 参加資格

参加できる者は、下記の要件をすべて満たしていることとする。(グループで応募する場合は構成員すべてが該当すること。ただし(3)については構成員の代表者が該当すること。)

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で営業種目 Q3「映画制作」①映画制作、Q5「広告・イベント業務」①広告・イベント業務、Q7「諸サービス」④旅行業、⑤その他サービスのいずれかに登録をしているものであること。
- (4) この公告に係る契約締結年度を除き、過去 5 年間で国又は地方公共団体等若しくは民間事業者と同種(※SNS の運用委託)同規模の契約を締結し、これを履行した者。
- (5) 複数の法人等でグループを構成して応募する場合は、構成員は他のグループの構成員になること、又は単独で応募することはできない。
- (6) 複数の法人等でグループを構成する場合は次の事項に留意すること。
 - ① 代表団体を選出し、県との折衝については代表団体が行うこと。
 - ② 応募については、1応募団体につき1提案に限る。

5. 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合、所定の参加申込書及び企画提案書等を期限までに提出すること。

6. 公募型企画提案募集要項等の交付場所、交付期間等

(1) 交付期間

令和 8 年 5 月 22 日(金) から 同年 6 月15日(月) まで

(2) 交付場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎4階

奈良県観光局 奈良公園室 奈良公園誘客促進対策係

※募集要項等は、「奈良県観光局奈良公園室ホームページ」で公開する。

※郵送による配布は行わない。

※本件に係る説明会は実施しない。

(3) 交付資料

- ・募集要項
- ・業務委託仕様書
- ・提出様式(様式1～3、様式4～6(グループで応募する場合))、質問票(様式7)及び辞退届(様式8)

7. 参加申込書の提出

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書(様式1)
- ② 事業者の概要(様式任意)
事業者名、所在地、代表者、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容等の記載された書類
- ③ 「4. 参加資格(3)、(4)」を証する書類の写し等。(例:契約書)

【グループで応募する場合】

- ・グループには適切な名称を付け、その名称で応募すること。ただし、参加申込書(様式1)の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
- ・類似業務受注実績(様式2)及び事業者の概要(様式任意)については、構成員それぞれについて提出すること。
- ・グループ構成員届出書(様式4)、グループ協定書(様式5)、グループ委任状(様式6)を提出すること。

(2) 提出期限

令和8年6月8日(月) 午後5時まで

(3) 提出方法及び提出先

持参若しくは郵送により提出してください。

提出先は、「13. 問い合わせ先」に記載のとおりです。郵送の場合は提出先に事前に電話連絡のうえ、提出期限必着とし、提出先に提出書類が配達された日時が証明できる方法によってください。

(4) 「参加申込書」を提出した者のうち、資格が確認できなかった者に対しては参加資格がない旨及びその理由を速やかに書面により通知します。

(5) 参加資格がない旨の通知を受理した者は、通知日から起算して3日(土曜、日曜、祝祭日を除く。)以内に、同通知書を「13. 問い合わせ先」に持参して説明を求められます。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出物

- ① 企画提案提出書(様式3)

② 業務実施体制及び個人情報保護等情報管理体制(A4用紙両面 1 枚以内)

③ 企画提案書

※様式任意、サイズはA4、縦横自由、両面刷り

※提案内容の記載順は仕様書の項目に準ずること

※業務スケジュールを含むこと

④ 見積書(様式任意)

⑤ 過去の制作物で今回の企画趣旨に沿った動画 1 本以上 3 本以内

(任意のファイル転送サービスで送付してください)

※企画提案書にはページ番号を付してください。

(2) 提出部数

9 部(正:1 部、副 8 部)

なお、副 8 部については、審査を行う委員の公平な審査を期するため、提案者を判読できるような記載使用を行わないこと。

(3) 提出期限

令和 8 年 6 月 15 日(月) 午後5時まで

(4) 提出方法及び提出先

持参若しくは郵送により提出すること。

提出先は、「14. 問い合わせ先」に記載のとおりです。郵送の場合、提出期限必着とします。提出先に提出書類が配達された日時が証明できる方法で提出すること。

(5)その他

・企画提案の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容を記載すること。

・提案は、各応募者1案とする。

・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

・提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書(個人情報等は非公開)となるが、提出者に無断で公開しないものとする。

9. 企画提案に係る質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和 8 年 6 月 8 日(月)午後5時まで

(2) 質問方法

メールでの質問のみとする。

送信先は、「14. 問い合わせ先」に記載のとおりです。質問する場合は事前に電話連絡のうえ、公告時に奈良県観光局奈良公園室ホームページに掲載する質問票(様式7)を使用してください。

※口頭又は電話での問合せは受け付けません。なお、一般的な不明点等の質問は電話で回答いたします。

※質問事項は様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

(3) 回答方法

各事業者からの質問に対する回答は、奈良県観光局奈良公園室ホームページに掲載します。この場合、当該回答内容は仕様書の追加又は修正とみなします。

なお、質問に対しては個別には回答しないものとします。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。

10. 企画提案書の審査、受託者の選定及び結果の公表

(1) 審査及び選定方法

別に定める「Instagram を用いた奈良公園マナー啓発・魅力発信業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」により、下記(3)の審査項目等について採点を行うものとし、受託者の選定方法は次のとおりとする。

- ① 選定審査会の各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も合計得点の高い1事業者を最優秀提案者として選定する。また、提案者が2者に満たない場合においても、再公告の手続きは踏まずに審査手続きを行う。
- ② 提出書類に加え、プレゼンテーション(10分)の内容をもって採点を行う。
- ③ ①の総得点が高点の場合、各委員の評価で最多得点を得た数が多い者を選定する。
- ④ ③の最多得点を得た数が同数の場合は、見積価格の低い者を選定する。
- ⑤ ③の見積価格が同額の場合は、委員長が高い評価をした者を選定する。
- ⑥ ④が同評価の場合は、くじ引きで受託者を選定する。

(2) プロポーザル審査予定日・場所

日時:別に通知する日時(令和8年7月1日を予定)※応募者多数の場合は変更になる可能性があります

場所:奈良市内の会議室で、別に通知する場所

(3) 審査項目等

別紙3「Instagram を用いた奈良公園マナー啓発・魅力発信業務委託にかかる審査基準」に基づき評価を行う。

(4) 最低合格点

受託者の選定にあつては、総得点の6割以上であることを特定の条件とする。

(5) 書類選考等

応募者が4者を超える場合は、事業者選定審査会に先立ち、書類選考を行う場合がある。

書類選考に際しては、上記10. 企画提案書の審査、受託者の選定及び結果の公表(1)～(4)に準じ

て審査を行う。

(6) 審査結果等

審査の結果については、受託者選定後速やかに書面にて通知する。

なお、審査結果に対する異議申立てがある場合は、担当課あて速やかに連絡すること。

(7) その他

・プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする(追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。)

・審査会場の入室は3名までとし、主たる説明者は、当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。

・天災又はやむを得ない事情を除き、プレゼンテーション審査会当日の指定日時までに会場に到着できなかった場合には、失格となる。

11. 業務委託契約の締結について

(1) 審査の結果、受託者として選定された者は、速やかに県と本業務に係る契約を行うこと。選定された者が正当な理由なく遅延した場合は選定を取り消すことがある。

(2) 委託契約に当たっては、契約保証金の納付(契約金額の10%以上)が必要となる。

ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号に該当する場合はこれを免除することができる。

(3) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うこととする。ただし、次点となった事業者が企画提案書の審査において各審査員による合計点が、満点の6割以上であった場合に限る。

(4) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

12. 契約の解除

契約締結後であっても、受託者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

(1) 提案書など提出書類について虚偽の記載が明らかになった場合

(2) 受託者に重大な瑕疵がある場合

(3) 受託者に業務遂行の意思が認められない場合

(4) 受託者に業務遂行能力がないと認められる場合

(5) 役員等が暴力団員である場合

(6) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合

(7) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、

暴力団又は暴力団員を利用している場合

- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、経営に協力し、又は関与している場合
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- (10) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記(5)から(9)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した場合
- (11) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記(5)から(9)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(10)に該当する場合を除く。)において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかった場合
- (12) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届けなかった場合
- (13) その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

13. その他

(1) 説明書の承諾

本企画提案に参加する者は、企画提案書の提出をもって、本説明書の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 言語及び通貨

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 提出書類の返却

提出された書類は返却しないものとする。なお、この企画提案に係る審査以外には使用しない。

(4) 提出書類の追加、修正等

一旦提出された書類の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。

(5) 提案に係る費用負担

提出書類の作成、提出等企画提案に要する一切の費用は提案者の負担とする。

(6) 提案者の失格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ① 「3. 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき
- ② 提出書類の提出期限を過ぎたとき
- ③ 本企画提案に対して、二以上の提案をしたとき
- ④ 本企画提案に対して、自己のほか、他の代理人を兼ねて提案したとき
- ⑤ 本企画 提案に対して、二以上の代理人をしたとき
- ⑥ 見積書の金額、住所、代表者氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、金額を訂正した見積をしたとき、その他提出書類に虚偽の記載をしたとき
- ⑦ 一以上の評価項目についての記載がなかったとき
- ⑧ 委託上限額を超える見積書が提出されたとき
- ⑨ プレゼンテーションに不参加のとき
- ⑩ その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

(7) 提案者が手続期間中に入札参加停止措置等を受けた場合

提出書類を提出後、契約締結までの手続期間中に提案者が入札参加停止措置又は奈良県競争入札参加資格者名簿の登録が認められない等の事由に至った場合は、以後の本企画提案に関する手続の参加資格を失うものとする。また該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行う。

(8) 提案者の辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに「14. 問い合わせ先」まで連絡するとともに、書面(様式8)により届け出ること。

(9) 第三者への再委託

特定された受託者は、本業務を第三者に委託又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ奈良県の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(10) 募集及び契約については、県の都合により中止又は延期することがあります。この場合、損害賠償は行わないものとする。

(11) 受託者選定後、採択された企画提案書をベースに、県との協議のうえ業務仕様書を決定します。なお、本業務の趣旨に合致するものであって、本業務の目的達成に資するものと県が認める場合にあっては、委託上限額の範囲内において、県との協議のうえ業務仕様書の一部変更・修正等を行うことができるものとする。

14. 問い合わせ先

奈良県観光局奈良公園室(誘客促進対策係)

住 所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電 話 0742-27-8677 担当 森

メール nara-park@office.pref.nara.lg.jp